

介護保険法の保険給付に係る法人事業税申告上の注意点について

地方税法第72条の2第3第2項の規定に基づき、医療法人に係る法人事業税の課税対象所得を算定するうえで、介護保険法に基づく保険給付は、介護給付のサービスの種類により下表のとおり社会保険診療等に係る収入金額と自由診療等の収入金額に区別されますので、十分注意してください。（全てが社会保険診療等に係る収入金額とはなりません。）

なお、この介護給付のサービスの種類については、国保連合会が医療法人に発行する「介護給付費等支払決定額内訳書」に記載されていますので、これにより分類してください。

介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分

	サービスの種類	「介護給付費等支払決定額内訳書」の種類名	計上区分	
			社会保険診療等に係る収入金額	自由診療等の収入金額
指定居宅サービス	訪問通所	訪問介護		○
		訪問入浴介護		○
		訪問看護	○	
		訪問リハビリテーション	○	
		居宅療養管理指導	○	
		通所介護		○
		通所リハビリテーション	○注1	○注1
	短期入所	短期入所生活介護		○
		短期入所療養介護（介護老人保健施設）	○注1	○注1
		短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	○注1	○注1
		特定施設入所者生活介護		○
		福祉用具貸与		○
		特定福祉用具販売		○
地域密着型介護サービス	夜間対応型訪問介護		○	
	認知症対応型通所介護		○	
	小規模多機能型居宅介護		○	
	認知症対応型共同生活介護		○	
	認知症対応型共同生活介護（短期利用型）		○	
	地域密着型特定施設入居者生活介護		○	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		○	
指定居宅介護支援	居宅介護支援（ケアプラン作成費）		○	
指定施設サービス等	介護老人福祉施設サービス	介護福祉施設		○
	介護老人保健施設サービス	介護保健施設	○注1	○注1
	介護療養型医療施設サービス	介護医療施設	○注1	○注1

（注意）

- 平成17年10月より自己負担となった居住費・食費（食材料費と調理費）・滞在費は、「自由診療等の収入」です。
また、利用者の負担軽減のために介護保険から支給される「特定入所者介護サービス費」・「特定入所者支援サービス費」も、「自由診療等の収入」です。
- 「指定介護予防サービス」の計上区分については、「指定居宅サービス」の計上区分に準じます。
- 「地域密着型介護予防サービス」の計上区分については、「地域密着型介護サービス」の計上区分に準じます。
- 「介護予防支援」の計上区分については、「指定居宅介護支援」の計上区分に準じます。